○福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

(平成20年11月21日 条 例 第 1 1 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定に基づき、 福井県後期高齢者医療広域連合議会の議員(以下「議員」という。)の議員報酬及び費用弁償 の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(議員報酬の額)

- 第2条 議員の議員報酬の日額は、次のとおりとする。
 - (1) 議長 15,000円
 - (2) 副議長 12,000円
 - (3) 議員 10,000円

(費用弁償)

- 第3条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、別表第1に定める旅費を支給する。
- 2 議員が本会議の招集に応じたときは、その居住地と招集地の距離に応じ、費用弁償として別表第2に定める額を支給する。

(議員報酬及び費用弁償の支給方法)

第4条 この条例に定めるもののほか、議員の議員報酬及び費用弁償の支給方法については、一 般職の職員の例による。

(その他)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	宿泊料1夜につき		食卓料1夜
				甲地方	乙地方	につき
議長	旅客運賃、急行料金、座	上級の	現に支払った旅 客運賃及び特別 座席料金	16, 800円	15, 200円	3, 300円
議員	席指定料 金及び特 別車両料 金	旅客運 賃		15, 100円	13,600円	3,000円

備考

1 「甲地方」とは東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち福井県人事委員会規則で定める地域その他これらに準ずる地域で福井県人事委員会規則で定めるものをいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。この場合において、固定宿泊施設に宿泊しないときは、乙地方に宿泊したものとみなす。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食事の代金を要する場合又は船賃若しくは 航空賃を要しないが食事の代金を要する場合に限り、支給する。

別表第2 (第3条関係)

招集地と居住地の往復距離	費用弁償(日額)		
80キロメートル未満	3,000円		
80キロメートル以上	3,000円に路程10キロメートルにつき37 0円加えて計算するものとする。		